

国保に加入している70歳から74歳の方へ

平成26年4月から新たに70歳になる方は**2割負担**になります。

70～74歳の人の医療費の自己負担割合は、本来2割でしたが、国の特例措置によって、平成26年3月までは1割負担となっていました。これが、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から、本来の2割負担になります。平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方は1割負担のままです。

※3割負担の方(現役並み所得者)や、後期高齢者医療制度の対象となる方は除かれます。



後期高齢者医療からのお知らせ

後期高齢者医療保険料の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計を基に2年毎に見直しを行っています。平成26・27年度の保険料率は、平成24・25年度と比べると医療費等の増加が見込まれることから、次のとおり改定されます。

◆保険料率 (平成24・25年度)→(平成26・27年度)

- 所得割率 7.52%→7.84% (所得に応じて負担していただく分を算定する際の率)
- 均等割率 3万9,500円→3万9,500円 (変更なし-加入者が公平に負担していただく分)
- 賦課限度額 55万円→57万円 (年間保険料の最高額)
- 均等割保険料の軽減対象の拡充 (低所得者の負担軽減)

保険料の納め忘れはありませんか？

保険料を滞納すると…

- 保険料を滞納すると、「**限度額適用認定証**」の交付が受けられない場合があります。
- 滞納の期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を過ぎると「**督促**」が行われます。また、滞納期間によって延滞金が徴収されます。

↓ それでも滞納が続くと…

通常の保険証ではなく、有効期間の短い「**短期被保険者証**」が交付されます。

↓ 納期限から1年を過ぎると…

保険証を返還していただき、医療費の窓口負担が**10割**となる「**資格証明書**」が交付されます。

※それでも滞納が続いた場合は、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

どうしても納付が難しいときは…

納期限ごとの納付が困難なときは、分割納付などにより納めていただくこともできますので、お早めに町民課・賦課徴収担当窓口にご相談ください。

●お問い合わせ先…町民課 ☎62-2111 (住民担当 内線233 賦課徴収担当 内線237・238)
 【国民健康保険について】 最上地区広域連合医療保険班 ☎0233-29-6111
 【後期高齢者医療について】 山形県後期高齢者医療広域連合 ☎0237-84-7100